

議案第 65 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 10 月 17 日提出

淡路市長 門 康 彦

淡路市条例第 号

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年淡路市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 13 号中「された者」の右に「並びに同法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項（第 2 号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第 292 条第 1 項第 12 号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第 295 条第 1 項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者」を加える。

第 4 条中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、同条に次の 2 項を加える。

- 2 前項第 2 号及び第 3 号に規定する所得割の額を算定する場合において、当該各号に掲げる者が地方税法第 318 条に規定する賦課期日に指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 3 第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する所得割の額を算定する場合において、当該各号に掲げる者が地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻

をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の淡路市福祉医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第13号及び第4条第3項の規定は、平成30年9月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第2条第13号及び第4条第3項の規定は、平成30年9月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。以下「市町村民税世帯非課税者」という。)であって、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(12) (略)</p> <p>(13) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者<u>並びに同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)</u>の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者を含む。以下「市町村民</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(14)~(24) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月</p>	<p>税世帯非課税者」という。)であって、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額(同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受ける者については、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算出した総所得金額とする。)並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。</p> <p>(14)~(24) (略)</p> <p>(所得による支給制限)</p> <p>第4条 前条の規定にかかわらず、市長は、支給区分に応じて定める次の所得状況に該当する場合には、福祉医療費を支給しないものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、支給の対象とすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 重度障害者については、重度障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)並びに重度障害者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月</p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。)の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p>(3) 幼児等については、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合にあっては、その幼児等の扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p><u>(4) 前2号に規定する所得割の額を算定する場合において、当該各号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日に指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額。以下同じ。)の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p>(3) 幼児等については、幼児等保護者又は幼児等保護者が当該幼児等の生計を維持できない者である場合にあっては、その幼児等の扶養義務者でその幼児等の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額の合計額が23万5,000円以上であるとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>2 前項第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合において、当該各号に掲げる者が地方税法第318条に規定する賦課期日に指定都市(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の区域内に住所を</u></p>

淡路市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p><u>有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項第2号及び第3号に規定する所得割の額を算定する場合において、当該各号に掲げる者が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、同法第314条の2第1項第8号に規定する額(当該者が同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとし、読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該所得割が課されないこととなる者であるときは、所得割の額を零として算定するものとする。</u></p>